

自治会奨励金に係る女性役員登用の規約への記載例

令和 8 年 9 月 1 8 日

鳥取県県民運動課

「鳥取県自治会等への男女共同参画促進奨励金支給要領」の第 3 条（1）「自治会等の規約等において、役員への女性の登用が規定されていること」に関して、参考として、規約中の文章の記載例を示しますので、参考としてください。

※ 役員とは自治会等における総会等において選出され、自治会等の運営、意思決定等に参画する者を言います。

■規約中の文章の記載例

（例 1）男女いずれか一方の役員の数、委員の総数の 10 分の〇未満とならないようにする。

（例 2）役員は、男性〇名以上、女性〇名以上とする。

（例 3）役員のうち少なくとも〇名は女性とする。

（例 4）副会長は、男性〇名、女性〇名とする。 など

第 3 条（1）は、例えば、自治会規約中の役員構成、役員選出など役員に関する規定等の中で上記のような文が記載されていることを想定していますが、あくまで記載例であり、その他の表現でも自治会の中で役員の女性登用が仕組みとして整備され、継続性が担保されるような記載であれば対象と考えています。

<参考> 県内外の自治会規約における文章の事例

- ・会長 1 名、副会長 1 名、委員 3 名（その内少なくとも 1 名は女性）

※ 委員とは役員のこと

- ・監事以外の役職に、女性を原則 2 名以上登用する。
- ・区長補佐に 1 名、会計に 1 名女性を置く。